

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成28年12月7日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

12月7日

| | |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件----- | 1 |
| 開会の宣告----- | 2 |
| 市長挨拶 | |
| 委員会記録署名委員の指名----- | 2 |
| 議案第73号所管分の審査----- | 2 |
| 質疑（中川嘉彦委員、村上英明委員、野口博委員、福住礼子委員） | |
| 議案第83号の審査----- | 14 |
| 議案第86号の審査----- | 15 |
| 質疑（中川嘉彦委員、村上英明委員） | |
| 議案第84号の審査----- | 17 |
| 質疑（村上英明委員） | |
| 議案第85号所管分の審査----- | 18 |
| 質疑（野口博委員） | |
| 採決----- | 18 |
| 閉会の宣告----- | 19 |

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年12月7日(水) 午前 9時57分 開会
午前11時45分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 福住礼子 委員 野口 博
委員 村上英明 委員 中川嘉彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 乾 富治 同室次長兼人事課長 大橋徹之
政策推進課長 川西浩司 同課参事 上田和生
総務部長 杉本正彦 同部次長兼市民税課長 豊田拓夫
総務課長 松方和彦 財政課長 石原幸一郎
情報政策課長 楨納 縁

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 田村信也

1. 審査案件(審査順)

議案第73号 平成28年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第83号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第86号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第85号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分

(午前9時57分 開会)

○三好義治委員長 おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

お忙しい中、総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で総務常任委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願います。

一旦退席します。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前9時58分 休憩)

(午前9時59分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第73号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

それでは、1点だけ質問させていただきます。

きます。

議案第73号の補正予算書6ページ、繰越明許費の中の臨時福祉給付金等給付事業があると思いますが、これは平成26年4月に消費税率が上がって、その影響を緩和するための低所得者への措置だということですが、対象者の人数など、どうなっているのか概要を教えてくださいと思います。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 それでは、中川委員の質問に対して答弁させていただきます。

まず、臨時福祉給付金の経済対策分につきましては、平成26年の4月に消費税率が5%から8%に上がった後、軽減税率等が導入されるまでの間の暫定的な措置という形で実施されました。

当初、平成26年度につきましては、平成27年の10月までということで、1年半の期間で、給付額は1万円という形から始まりまして、今回の補正予算で計上させていただきますのが再々延長に伴う給付です。期間的には平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括で支給させていただくという形になっております。

対象の人数としましては、当初、平成26年度につきましては2万人を見込んでおりました。平成27年度と平成28年度も同様に2万人という形で見込んでおりました。今回、補正予算で上げさせていただいた金額は対象見込者数として1万9,500人分となっております。

この算定のもととなるものは、当初、厚生労働省から大まかな算定式というのが示されておりまして、それに基づい

て算定させていただきました。

ただ、3年間は各年2万人で見込んでいたのに、今回1万9,500人とさせていただきますのは、平成27年度に実際に送付させていただきましたのが1万9,205人ということで、それから計算をもう一度させていただいた結果、1万9,500人という形にさせていただいております。

状況としましては、平成27年度の申請率をお伝えさせていただきたいと思っております。臨時福祉給付金につきましては、申請率75.4%で1万5,158人の方から申請をいただいております。

○三好義治委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 詳しいご説明をありがとうございます。

補正予算書12ページの臨時福祉給付金等給付事業への補助金は補正前の金額が約6億3,000万円で、補正額が約3億3,000万円。当初予定した金額よりふえたということで、単純に対象者が予想以上になったのかと思っ
てしまいましたので、2年半を一括です
るからこれぐらい額が大きくなって補
正になるということなんですね。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 臨時福祉給付金につきまして、さかのぼってご説明をさせていただきますと、平成26年度は平成26年4月から平成27年9月までの1年半分、平成27年度は平成27年10月から平成28年9月までの1年間分。平成28年度は、当初予算で計上させていただきます、実施させていただいておりますのは、平成28年10月から平成29年3月までの6か月分を計上させていただきます。

国会で、10月11日に消費税率を8%から10%とする改正が平成31年10月まで延期されたことに伴って、軽減税率も先送りされたということで、その分として、2年半を一括して今回の補正予算で計上させていただきます、平成29年度に一括して給付を行うという形になっております。

平成28年度の申請書発送数は、集中のため、正確な数字をお答えさせていただくことができませんが、1万9,000人弱になっているという状況です。その方々に再度給付金の申請をしていただくために、今回の補正予算で計上させていただきます。

○三好義治委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 わかりました。これは満額補助金が出る事業だと思いますので、滞りなく対応していただければと思います。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

○村上英明委員 中川委員のほうから臨時福祉給付金について質問をされておりましたけども、私もその件でお尋ねしたいんですが、22ページに、歳出の分で計上されているんですが、改めて、いつごろから市民へのお知らせをするとか、いつから支給をされるとか、そのスケジュールをどう考えておられるのかということをお尋ねいたします。

2点目は、40ページのところで、「給料及び職員手当の増減額の明細」が書いてあるんですが、その中に、採用で28人、退職が35人という形で、7人減っている中で、補正後の職員数が563人ということでお尋ねいたします。

のあたりの採用と退職の関係と、職員の人数の関係についてどう考えておられるのかということもお尋ねします。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 村上委員の質問にご答弁させていただきます。

まず、スケジュールにつきましては、補正予算を可決いただいた後、準備を年明け早々から順次進めさせていただきたいと考えております。

ただ、平成26年度の当初から、大阪府が競争にならないようにという形で、開始の目安を毎年示されておりまして、大阪府全体で一緒にやってみようという形で示されます。それが示されますので、それに合わせて当市も近隣各市で突出しないような形で行ってきたいと考えております。

ただ、給付金につきましては、給付審査をするに当たってのシステムのこともありますので、その導入に関しても関係部署、例えば、毎年、市民税課に非課税の方の抽出をしていただいで、そこに申請のチラシとか、申請書を同封させていただいて、直接的なお知らせというのをさせていただいておりますので、そのところもまた今後調整をさせていただいて、適正な支給が見込めるような形で、時期を見きわめて決定していきたいと考えております。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、人件費に関する職員数のご質問にご答弁申し上げます。

「給料及び職員手当の増減額の明細」の表ですけれども、今回の補正予算につきましては当初予算との比較ということになります。

補正前というのは平成28年2月1日現在の職員数になっておりまして、その後、3月31日付での退職者、それとそれ以外の年度途中の退職者、それと4月1日付の新規採用職員、それと10月1日付の新規採用職員、その辺の増減の差がこの表にあらわれています。

退職者の補充の考え方につきましては、基本的に技能労務職については退職不補充ということを引き続き前提としておりますし、事務職につきましては、一時は退職者の6割補充ということでしたけども、今はほぼ10割に近い形で必要に応じて退職者の補充をしているという状況でございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点目の臨時福祉給付金の関係なんですけど、先ほど府の方でスケジュールを示されるということでありましたが、その中で摂津市はどういう動きをされるのかということで、摂津市としてのスケジュールを改めてお尋ねします。

2点目の職員数の件なんですけども、技能労務職は不補充という中で、事務職は以前は6割補充ということで少しずつ職員数を減らしてきているということで、今は10割補充ということで、ほぼこの人数で数年は行かれるのかなというふうに思うんですけども、これから少子高齢化に伴い、特に福祉関係の業務というのがふえてくると私は思うんです。

特に、いろんな社会状況の中で生活環境等々も複雑化しているということもあるので、そういう意味では高齢者の方が全体的にふえてくると、それに対応できる職員数というのをこれから考えて

いかなければいけないのではないのかなと私は思うんです。

だから、この10割補充というのをずっと続けていかれるということであれば、私の考えをそこに乗っければ、どこか別の部署の職員数を減らしてそこへ持っていくような、そういう考えになると思うんですけども、改めてその辺のことも踏まえてお考えをお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 そうしましたら、2回目のご質問に答弁させていただきたいと思います。

現在考えておりますのは、大阪府のほうでも実際に大体の目安というのを示されておりまして、当市も合わせていこうと考えております。その日付につきましては4月10日から実施という形で示されておりまして、近隣各市の状況も踏まえて、決定していきたいと考えております。4月10日からの申請受付開始とさせていただきたいと考えております。

○三好義治委員長 もう少し具体的に、4月10日の申請開始分は何月何日付の対象者で、申請書等をいつごろに発送したら4月10日の受付になるか、こういったスケジュールを答弁してください。

上田参事。

○上田政策推進課参事 今回、計上させていただいている臨時福祉給付金経済対策分につきましては、平成28年の1月1日を基準としております。そうしまして、申請書の発送や広報を毎年させていただいておりますが、そちらにつきましては市民税課から非課税のお知らせに

申請書とチラシを同封させていただいて送らせていただきます。4月10日に申請受付開始予定ですので、対象と見込まれる方について市民税課で抽出させていただいて、申請受付開始日に間に合うように発送をしたいと考えております。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、職員数に係る2回目のご質問にご答弁申し上げます。

福祉部門で特にご質問の部分につきましては、確かに高齢介護課であれば対象者数も相当ふえていますし、今後もふえていくだろうと考えられます。生活支援課の保護対象者についてもこの10年で相当ふえております。

例えば、生活支援課でいいますと、生活保護の対象者数の増加に見合う形で一定職員数というのはふやしておりますので、10年前と比べて職員1人当たりが見るケースワークの対応数は10年前と変わっていないというのが現状でございます。

そういった形で、人事課といたしましては個々の状況、権限移譲等もございまして、そういった状況も見ながら、必要なところには人員を補充して、できるだけ事務に支障のないようにということは考えております。

確かに、一般事務のところについては基本10割補充ということで考えておりますけれども、全体としてはやはり人件費の抑制ということの中で職員数の抑制というのは図っていきたくて考えておりますので、委託できるところについては委託化を進めることで、職員数を減らし、そこで出てきた人員を必要など

ころに振り分けるといいますか、充てていく。そうしたことをしながら、全体では減少させていくということが第5次行革の中の定員管理計画で示させていただいているところでございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 最初に人事課のほうなんですけども、現場の状況をしっかりと掌握していただいていると思います。その上で今後の社会状況の展開もしっかりと考慮していただいていると思います。

臨時福祉給付金ですけども、ご説明の中で、平成28年の1月1日を基準と言っておられまして、4月10日申請受付開始予定のスケジュールということだったんですが、となると、4月1日以前に発送や周知の関係の業務も出てくると思います。

6ページの繰越明許費というのがありますが、3億2,835万6,000円、これを繰り越すことが書いてあります。

その一方で、20ページの歳出の財源内訳で、国からの支出金が3億2,835万6,000円と、同じ金額になっているんですけども、国からの補助金と同じ金額を繰り越すということであれば、平成28年度の支出は何もないということだと私は解釈したんです。

システム委託とか、発送関係とか、人件費関係とか、何もかもが新年度の4月1日以降に動いていくということと私は解釈したんですけども、歳出で計上している補正予算の分と繰越明許費の関係について、改めてお尋ねいたします。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 3回目の質問

に答弁させていただきたいと思います。

今回計上させていただいております臨時福祉給付金につきましては、平成28年度、29年度にまたがる事業であります。順次、システムを導入するにあたっては、4月1日より前に導入させていただいて、対象者の抽出をさせていただいて発送という形になってくるかと思っております。国のほうの広報も3月ぐらいにはされるという情報も来ておりますので、それにあわせて体制を整えさせていただきたいと考えております。

そのためには債務負担行為で計上するか、単年度ごとに計上していくかというさまざまな方法がありますが、この事業は、国からの補助金が満額出ますので、交付方法につきましては、毎年、当初から概算払いという形で事業開始前にいただいて、運用をさせていただいている状況です。これがずっと平成26年度から続いているんですけれども、今回もその形になっております。

国の予算もことしの10月11日に補正予算が成立しまして、今までにない早い時期での予算化をされております。過去、平成26年度から平成27年度につきましては年を越したぐらいの時期に予算措置をされてという形になっていたんですけども、国も大阪府も早目の交付申請を促されておりますので、国のほうの予算に合わせて、今年度中に、早期に予算計上すれば早い段階、年明け早々に交付金のスケジュールとしましても組まれておりますので、早目に予算が確保できます。

摂津市の財政が逼迫する中で、臨時福祉給付金の給付に必要な費用を確実に確保する手法として今回の補正予算に

全額計上させていただいて、準備のためのシステムの導入に係る費用も前もって支出できる形になっております。

事業が今年度中に終わらないということで、繰越明許費という形で今回計上させていただいておる次第です。国の予算も繰越明許費という形で予算要求されるというふうに伺っております。

○三好義治委員長 上田参事、全額を繰越明許費としていたら平成28年度中の事務経費はどこから捻出されるのかというのを質問者は聞いているんです。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

石原課長。

○石原財政課長 繰越明許費の件について答弁申し上げます。臨時福祉給付金の歳入歳出の補正予算の計上と併せて、繰越明許費にも同額、3億2,835万6,000円を計上させていただいております。本来であれば単年度収支ということで翌年度に繰越をするということは財政上できないものでありますが、その中で例外的なものとして、継続費、繰越明許費、また債務負担行為ということで、翌年度に繰り越すものがあります。

その中で、法律の規定では予算成立後の事由に基づきまして年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができるかとされています。それがこの繰越明許費ということで、今回、限度額として全額をあげさせていただきまして、平成28年度でも事務で使用する金額が出てくると思います。その出てきた金額の残り

の金額を翌年度に繰り越して、その年度の6月に幾ら繰越明許費として繰り越したかという精算報告をさせていただく流れとなっております。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 繰越明許費については、今まででいけば2月から3月の定例会のときに出てくるというのが普通なのかと思っていたんです。年度末に、今年度はこれだけ使いましたよと、次年度にこれだけ繰り越しますよと、残額を計上してくるのが繰越明許費だったと私は記憶しているんです。

例えば、6ページの繰越明許費の表には「金額」と書いてあるんです。これが「上限」とか書いてあるのであれば理解できるのですが、「金額」として書いてあるということは、平成28年度中にはもう1円たりとも出ませんと。4月1日以降の平成29年度の事業としてこの3億2,835万6,000円という「金額」が動いてくるというふうに私は理解したんです。

そういう意味では平成28年度中に何らかの人件費、発送、システムの準備、委託関係とか、何らかの動きがあると思うんです。ということは、その辺が財布のどこから出てくるんですかということで質問させていただいたんです。

そういう意味で、改めて、整理も含めてなんですけども、繰越明許費と補正予算の歳出の面で同じ金額が計上されているということなので、表示上も「金額」ということで、「上限金額」とか、「限度額」とかという形だったら理解できるかと思いましたが、改めてお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 繰越明許費の関係

は石原課長に答弁してもらいますが、平成28年度中の予算執行計画の分は上田参事に答弁してもらいます。

石原課長。

○石原財政課長 平成28年度の予算執行につきましては、23ページに説明を記載させていただいておりますので、そちらのほうで、今回の補正予算の議決に伴って、執行が可能になるかと思いません。

繰越明許費につきましては、委員がおっしゃるように、通常、第1回定例会に提出することが多いんですけども、今回、この臨時福祉給付金につきましては、この時点から来年度に繰り越すことが事務的な流れで、ほぼわかっておりましたので、今回の時期に繰越明許費として、現時点ではどれだけの分を繰り越すかというのが不確定でございますので、全額を計上させていただいているというところでございます。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 実際に、給付金の給付事務を開始するに当たりましては、チラシを作成させていただくこともありますし、申請書の作成、発送する封筒とか、返信用の封筒、また、人員体制につきましては業務委託をさせていただいておりますので、業務委託に際しては入札等もありますので、3月中にはコールセンターの立ち上げとか、来庁者にご案内できる窓口の設営、それに伴っての人員体制もありますので、それらの費用として支出される見込がございます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

副市長。

○奥村副市長 私のほうから説明をさせていただきますと思います。

論点がそれぞれ違う視点であったかと思うんですが、整理をして説明をさせていただきますと思います。

まず、22ページ、23ページのところに今回の補正予算で補正額3億6,770万7,000円を計上しております。それから、6ページのところに繰越明許費3億2,835万6,000円、この差額は23ページの過年度分国庫返還金の3,935万1,000円ということになります。

それぞれ単年度予算というのが原則であるんですけども、複数年度にまたがる場合については、先ほど財政課長が言いましたように、継続費、それから債務負担行為、繰越明許費があり、事情によっては事故繰越という手法もございます。

今回、繰越明許とさせていただいたうち、過年度分国庫返還金は平成28年度で執行してまいります。これは必ず執行するというので、この金額を除いた数字が繰越明許額というふうになっております。

提出時期が12月なのか2月なのかということについてはですけども、今回補正予算をあげさせていただいたうち臨時福祉給付金の金額は2億9,250万円で、多額な金額ですので、12月のほうに上げさせていただきました。事務執行経費につきましては、平成28年度での支出は当然出てきますが、大半は平成29年度で支出が発生するであろうと、そういう意味合いで繰越明許費を全額させていただいたところでございます。

補正予算で上がっているならば平成28年度で全て執行するのが本来の建前ですが、先ほど言いましたように複数年度にまたがる場合であり、来年度に執行し、補正は平成28年度でやってくださいと、そういう国からの指導のもとに今回やらせていただいたところです。

それから、繰越明許費の「金額」という表示方法が「限度額」なら分かりやすいということですが、これは地方自治法上の定められた様式に基づいて金額の最大の数字を上げさせていただいており、実際に平成28年度では一部執行は当然出てまいります。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 繰越明許費の件でございますけども、先ほど財政課長から答弁がありましたけども、来年の6月定例会のときに平成29年度への繰越分はこれだけですよという正確な数字が出てくるとお思いますので、その辺はしっかりと財政的な事務処理を行っていただきたいとお思います。

引き続き、これも臨時福祉給付金の件なんですけども、平成28年度の当初予算で計上されていた臨時福祉給付金は年金生活者等支援の分もあったかと思うんですけども、その中の人件費関係についてです。

補正予算の中には人件費関係は時間外勤務手当の分しか計上されていないというふうに思っているんですけども、その中で、審査事務等に要する人件費とか、入力関係とか、この辺で職員手当関係とか、共済関係とか、人が動けば給料が発生してくると思うんですけども、その辺が計上されていない理由についてお尋ねしたいとお思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 村上委員の質問にお答えをさせていただきます。

この補正予算で上げさせていただいている分は、正規職員が新たな給付金に対応するための時間外勤務手当を想定してこの金額を計上させていただいております。通常、正規職員が担っている部分につきましては、正規職員の基本的な給料の中で対応するものでございますので、ここには基本的には上がってこないということになります。あとは人的な、発送業務であったり封入業務であったりというのは委託等になりますので、その部分についてはその予算科目で計上させていただいているということでございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 人件費につきましては、改めてしっかりと事務処理的なこともあると思うんですけど、精査をよろしくお願ひしたいとお思います。

引き続きと23ページのところで節13の委託料でシステム構築等、封入封緘等、窓口業務等の3つの委託料があるんですけど、先ほど言いました平成28年度の当初予算に計上していた臨時福祉給付金と、今回の臨時福祉給付金というのはほとんど業務的には同じ稼働量というか、同じことをするのかなというふうに思っているんですけども。

その中で委託料関係がシステム構築関係では平成28年度の当初予算に計上してある臨時福祉給付金の分もある程度使えるから、今回の補正予算は当初予算の時の委託料と比較すれば約4割ぐらいの予算になっているということでしょうか。封入の部分につきましても、

約7割ぐらいで、窓口委託につきましても約7割ぐらいの金額になっていると思うので、同じ業務をするのであれば、ほぼ同じ金額が今回の臨時福祉給付金の分でも計上されてくるのかと思ったんですが、その辺の差額の理由について、お尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 そうしましたら、委託料の差額分につきましてご答弁させていただきたいと思います。

平成28年度当初予算につきましては、平成28年度の臨時福祉給付金と、あと年金生活者等支援臨時福祉給付金、いわゆる高齢者向け給付金と障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の三つの給付金がございました。その人員体制、受付体制もほぼ1年間通してという形になり、それぞれの給付金の封入封緘業務、システム費用も発生しています。

今回、補正予算であげさせていただいている分につきましては臨時福祉給付金の経済対策分一つだけになりますので、金額が少し下がっているという形になっております。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 金額の差については改めてお聞きしたいんですけども、封入につきましては、ほとんど発送先というのは一緒というか、同じような数字が出てくるのかなと思うんです。その辺を考えると、ほぼ同じような委託料が出てくるんじゃないのかなと疑問に思ったので質問をさせていただいたんです。その辺で金額の差をもう一回改めてお尋ねをしたいのと、もう1点は、窓口業務等の委託ということで、平成28年度の当初の分もそうですし、今回の補正に計上

されている分も両方計上されているということなんですが、補正予算に計上されている分の臨時福祉給付金の窓口業務の委託の関係をどう考えておられるのかということです。窓口業務の委託なり、封入の委託関係における業者選定のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

○三好義治委員長 1点目の質問については平成28年度当初予算の時の対象者数と、今回の対象者数などを示して答弁できますか。

暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

上田参事。

○上田政策推進課参事 そうしましたら、平成28年度当初予算と今回の補正予算で計上させていただいている給付金について、対象人数と期間について、答弁させていただきたいと思います。

平成28年度当初予算では、臨時福祉給付金と年金生活者等支援臨時福祉給付金で、それぞれ臨時福祉給付金では2万人、年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、高齢者向け給付金が大体8,500人、障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金が1,500人と、合計して3万人の対象の方がおられました。

期間につきましては、高齢者向け給付金は平成28年5月から受付をさせていただいておりまして、その後、障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金が連続しますので、ほぼ通年で申請期間があります。

一方で今回計上させていただいてお

りますのは、対象も臨時福祉給付金だけということで、対象人数で1万9,500人、期間も最大で6か月となっておりますので、金額にもその差が出てくるということです。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 臨時福祉給付金につきましては、消費税の関係が大きいのと、また一億総活躍社会の実現に向けて国のほうでされていることに伴い、市が事務処理をするということになっていると思うんで、その辺はしっかりと受給漏れがないように、そしてまた、申請率も約75%とお聞きしたんですが、100%を目指して、チラシもそうですし、PR等をしっかりとやっていただきたいと思います。この給付金の趣旨がしっかりと市民に行き渡るような、そういう施策をやっていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 一つは、臨時福祉給付金の件です。来年4月1日から半年間の申請期間で、平成28年1月1日時点を基準に対象者を決めているということになりますけども、今回、2年半で平成31年9月までの分を支給するので、平成29年の確定申告で平成28年中の申告状況がわかって、そこで非課税になった家庭とか、逆に課税になったとかですね、いろいろあると思いますけれども、その辺の時点修正についてはどうなるのかということが一点です。

もう一つは、平成26年度から実施されていますので、総額で見ますと、当初予算で見ると約8億8,600万円のお金が使われているわけです。その対象者

がどういう活用をされてるのかということについて、行政としていろんな申請用紙を送りますけども、そこにどういう活用をなさっていますかということ、用紙をつけ加えていただいて、そこから対象者の方々がどういう生活をしてるかということ、これを把握するきっかけになりますので、そういう点もぜひ実施をしていただきたいと思っておりますけども、どうでしょうかということです。

財政問題は、財政調整基金の取り崩しについてです。約2億5,000万円、今回取り崩します。その関係でお聞きしたいんですが、中期財政見通しで、平成28年度については実質収支で4億7,600万円の赤字が出るという数字を示して、結果、主要基金残高が141億2,000万円という数字があります。

その辺の中期財政見通しの絡みも含めて、今回、約2億5,000万円の財政調整基金の取り崩しを行いますので、平成28年度末の見込みについて、現時点で、どういうお考えなのかということについて、以上3点についてお聞かせください。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 そうしましたら、私のほうから財政課に関するご質問にご答弁申し上げます。

今回、財政調整基金繰入金で2億5,186万円を調整財源として繰り入れさせていただきます。

基金残高で申しますと、平成27年度で主要基金は約146億円ございました。今回、この繰入金で取り崩すということで、予算ベースでいきますと、現在、平成28年度末で121億円になると見込んでおります。

中期財政見通しになりますと、こちらは決算ベースになっておりますので、平成28年度は、委員がおっしゃいましたように差し引き実質収支で約4億7,600万円の赤字となります。こちらにつきましては、歳入の中で、平成28年度は約29億円を取り崩しておりましたけれども、中期財政見通しでは主要基金の残高がわかりやすいようにということで、歳入のほうには繰入金を入れておりませんので、その差し引きとして約4億円の赤字となっているところでございます。基金でその赤字を埋めて実質収支をゼロとした場合に、残高が141億円になるという形になっております。

現在、予算ベースで121億円と申しましたが、こちらは、当初取り崩しをしまして、毎年のように当初は普通交付税を計上しておらなかったんですけども、交付団体となりまして、臨時財政対策債と合わせまして約8億円が入ってきております。

その分で約29億円から約8億円が基金のほうに戻りまして、今後、臨時的な収入というのは大きいものは見込めない中で、最終的には不用額がここ数年で大体10億円から15億円程度、戻ってきておりますので、それが戻ってきたとしましても、最終的に、現在では昨年度の約146億円から大体10億円程度減少するのではないかというふうに見込んでおるところでございます。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 野口委員の質問に対して答弁させていただきます。

まず、税の更正につきましては、5年間更正ができるということをご存じだと思っておりますけれども、今回のこの給付金

につきましては、国の通知も出ておりました、基本は定められた期間に申請していただくという形になりますけれども、ただ、やはり一方で東日本大震災のような震災があった場合とか、課税だった人が、申請期間が過ぎた後に非課税になった場合は、実施する年度末までの支給ができるところまででしたら、やむを得ない期間として申請することが可能という通知が出ておりますので、課税から非課税になられたという形でしたら、年度末までにご本人からの申し出において申請いただければ審査させていただいて支給という形は可能だという通知がありますので、それと同じ対応をさせていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、野口委員の臨時福祉給付金に関するアンケートについての質問でございますけれども、臨時福祉給付金の活用使途から実態把握をするというご趣旨だろうと思うんですけども、国の施策に対する市としてのアンケート、またその市としてアンケートすることによって得られた結果をどう市で対応するのかということも考えますと、アンケートそのものの是非については、議論があるところだと思いますし、現時点では難しいと考えます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 臨時福祉給付金のほうですが、平成28年1月1日を基準にした平成28年度の課税は平成28年3月までの申告で判明します。例えば、そこで課税であった場合に、今おっしゃった理屈でいきますと、年度末の平成29年3月末までに税の更正があつて非課

税になれば対象になると理解しているのかという確認なんです。同時に、平成29年3月までに平成28年中の所得についての確定申告をします。例えば、平成28年3月の確定申告のときに課税であった方が、平成29年3月までの確定申告で非課税になった場合、そういう方がどうなるのかという点についても説明をお願いします。

アンケートについては大橋次長からお話がありましたが、ぜひ検討していただきたいと思います。返信用封筒とか文書内容とか、事務的にはいろいろありますけども、市としてそういう方々がどう活用をしているかということについては、ぜひつかんでいただきたいと思います。2万人から3万人の方々を対象なので、人口8万5,000人に対して約4分の1の比率の方々を対象ということですので、いい機会だと思いますので、ぜひ検討していただいて、実現に向けて頑張ってくださいと思います。

財政問題については、結局、基金残高については、10億円程度低くなるだろうという話であります。その実質収支の確認ですけども、中期財政見通しで4億7,600万円にしているというこの数字が現時点での見込みとしてはどうかというところだけお答えをいただきたいと思います。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 そうしましたら、税の更正に関してのご質問に答弁させていただきますと思います。

まず、平成28年度に実施しております給付金につきましては、平成29年3月31日までに非課税になられた場合は対象という形になっております。給付

金担当は税務吏員ではありませんので、税の情報を逐次見ることはできませんので、こちらのほうに、申し出をいただかないと分からないのですが、申し出をいただければ、平成28年度につきましては、支給対象となります。

ただ、今回、補正予算で計上させていただいております経済対策分につきましては、平成30年3月31日までに支給決定ができるような形であれば、申し出いただければ、課税から非課税に変わられた方も対象となってきますので、それまでの間に課税から非課税に変わられましたら、申し出いただいて、申請いただければと思います。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 中期財政見通しの平成28年度の実質収支の金額についてということでございます。

中期財政見通しにつきましては、平成27年度決算が終わりまして、それから今後、今の状況でいくとどういうふうになっていくかということをお示しさせていただいております。それぞれ歳入であれば市税で今後見込めるものを、税制改正等もありますので、その辺を精査して計上させていただいて、歳出につきましても主要事業等、各課とヒアリングを行いながら、できるだけ精査した数字を上げさせていただいております。

今回、差し引きとして4億7,600万円が出てきていると。最終的にはこの中に基金繰入金を投入することによって、また実質収支というのは変わってくるということになるんですけども、実際、繰入金というのを考えずにもともと歳入で入ってきたもので歳出を行うという原則論に照らし合わせたときの表と

して作成させていただいておりますので、平成28年度末が4億7,600万円になるということでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 ご説明でいけば、平成29年3月に確定申告をして非課税の方も、平成30年3月末までその旨を伝えれば対象になるというように聞こえますけれども、そうではなく、平成29年3月までに平成28年中の所得についての確定申告をする分は平成29年1月1日が基準になるため給付金の申請には影響しないということです。

また、平成28年度の給付金については平成29年3月末までに、今回の補正予算であがっている給付金については平成30年3月末までに税の更正があつて非課税になれば対象になるんだということで理解しておきます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 では、私のほうから一つだけ質問させていただきます。

20ページに臨時福祉給付金の時間外勤務手当で140万円ということがあがっております。当初、168万円ぐらいであがっていたかと思うんですけど、臨時福祉給付金が毎年続いている中で、今回もまたさらに行われるというところで気になるのが勤務実態です。こういった実態であるのかについてお聞きしたいと思います。負担になって、健康状態は大丈夫かといったことも気になるのでありますが、その辺を教えてくださいたいと思います。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 そうしましたら、ご答弁させていただきたいと思えます。

まず、今回140万円を計上させていただいているんですけど、時間的には500時間分に当たります。給付金担当をさせていただいているのは、私と副主査の2名という形ですけれども、対象者の抽出につきましては、市民税課市民税係の職員6名もいておりまして、業務的には当課の業務でありますので、その時間外勤務手当を計上させていただいている次第です。

給付金担当は、私と副主査、二人だけなんですけれども、政策推進課には総括主査が1名おりますので、庶務の負担としては3人で回しているというところにはなっております。

また、窓口業務につきましても、業務委託させていただいております状況ですので、過度の負担というのはございません。毎年人事評価で2回面談をさせていただいているんですけども、業務の意欲も一定保っていると感じております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 安心をして、業務に取り組んでいただきたいと思います。慣れている方がやっていただけて、きっちりとして正しく給付の手続をしていただくことをよろしくお願いします。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時22分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第83号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質

疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第86号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、1点お伺いしたいと思います。

市税について、これから少子高齢化で、だんだん市税というのは徴収が厳しい状況になると思います。今後の市税の見込みについて、どういうふうに捉えられて、一番の基幹税ですから、どういうふうに考えられているのか、その一点だけお伺いしたいと思います。

○三好義治委員長 豊田次長。

○豊田総務部次長 今後の市税の見込みということでご質問にお答えしたいと思います。

今後の見込みにつきましては、市税につきましては税制改正もございます。その辺も見込み、考えているところでございます。個人市民税につきましては、今後の人口減少、特に生産者人口、これが今後減っていくと見込まれていますので、その辺につきましては多少減少が見込まれてるところでございます。

あと、法人市民税につきましては、どうしても景気の動向に左右されるところがありますので、なかなか今後の見通しを立てにくいところがございます。法人市民税につきましては、見込みをつけにくいものがありますので、現状維持ということで、今後の見込みについては立てているところでございます。

あと、大きな市税について、固定資産税、都市計画税というものがございまして、これにつきましては評価替えの年がございまして、その評価替えを見込みまして、今後の見通しを立てているところでございます。

○三好義治委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

法人市民税、個人市民税、これは摂津市だけではなく、どの市でも基本的な基幹税だと思います。今おっしゃられたように法人市民税は景気に左右される。逆に個人市民税は、人口がふえれば単純にふえる。これから千里丘新町とかの新たな住宅開発、そういうところで望めるのかもしれないけれども、基本的には大きいスパンで見ると、やはり少子高齢化、人口が減っていくというふうな流れはとめられないと思います。その辺でしっかりと、減っていく分と景気動向の分をどうやって吸収するかというのは、時代の流れによるのかもしれないですけども、そういうところに流されるのではなく、何かきっちりとそのカバーをできるものを見込んでいかなくはないんじゃないかなと思います。

そこでこの間、話が違いかもかもしれませんが、ふるさと納税についてお聞きします。摂津市のふるさと納税の取り組みはどうなっているのか。他市では返礼品としていろんなものが対象になっているのが新聞に載っていました。

ふるさと納税は愛着を持った地域にお金を寄附するというようなシステムだと思いますけれども、摂津市民が違う自治体に寄附することもあり、その差し引き額だとか、その状況を教えていた

だければと思います。

○三好義治委員長 議案審査の対象外ですし、ふるさと納税の受付は総務課になります。ふるさと納税の仕組みだけ総務部長が答弁できる範囲で答弁をお願いします。

杉本部長。

○杉本総務部長 ふるさと納税、いわゆる地方と都市部の税の格差、地方の方が学校を卒業後、東京や大阪へ出ていってしまう形で都市部に流入してしまうというようなことや、東京一極集中の問題というのはもうご存知のことかと思えます。

本市でもふるさと納税をいただいたりしております。正確な数字を手元に持っておりませんので申し上げることができませんが、ふるさと納税が返礼品の景品競争になっているという批判もございます。うちの市は返礼品も何もお渡しをしておりません。純然たる善意、または摂津市のためにという方がふるさと納税していただいている状況がございます。

なぜかということですが、我々もいろいろ考えたんですけども、そういう競争をすることが本当に正しいのかという考え方と、一方で他市がやっているし、他市に負けないように返礼品を渡していったらいいのではないかという考え方もありましたけれども、本市としては前者の考え方で、競争にしないということで、これは都市部に多い考え方で、本来のふるさと納税の意味から考えてそれが正しいのではないかと思っています。ただ、市民の方からはそれではおかしいのではないかと、もっとそういうことをやって、ふるさと納税を取ってこ

いというご意見があるのも知っております。

本市の納税義務者で他自治体へのふるさと納税で控除を受けているのは平成27年度で、件数が309件、額にして543万7,000円になっております。

本来の趣旨に応じた運用ということを考えているということでご理解をいただけたらと思います。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点だけお尋ねをさせていただきます。今回、地方税法等の改正ということで議案が上がっていますが、もともと発端が国税についての最高裁の判決が出て、この地方税法の改正に至っているという認識なんです。最高裁の判決では、本税を納付した後に評価額について異議を申し立てて、それによって評価額が下がり、その後また再評価したときに、評価額が上がったという事例で、本税等を納めたにもかかわらず、評価額が下がったり上がったりという中で、上がった部分も含めて延滞金が発生したという裁判があって、その判決に伴って今回の税法の改正に至ったという認識でおるんですけども、そういうことが、摂津市の中で、実例として生じることがあるのかどうか、また、過去にあったのかどうかということについてご答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治委員長 豊田次長。

○豊田総務部次長 今回の条例改正では、個人市民税、法人市民税、そしてたばこ税につきまして改正させていただくものです。

その中で個人市民税の部分とたばこ税の部分については、影響が出ることは

ないものと考えてます。法人市民税につきましては、修正申告がございますので、出る可能性があると考えております。

委員がおっしゃったように、今回の改正につきましては、一度当初課税したところに、その後に減額更正が起こって、さらにまた増額修正がかかるという場合に関して、減額したことに對して、今まではそれを無視して延滞税をとっていたという国税庁の解釈がだめだということで、今回、その部分について延滞税を徴収してはだめだという判決が出たところでございます。

それに従いまして、条例改正をさせていただくものですが、法人市民税につきましては同じような動きをしていますので、これについては出てくる可能性があると思っております。

ただ、過去の分については、今回改正をさせていただくところなので、把握していないところでございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 法人市民税では可能性があるということですので、そういう意味では発生した折には、しっかりと適正な事務処理ということで執行していただくように要望し、質問を終わりたいと思います。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第84号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 1点だけ質問をさせていただきますが、今回の条例改正は人事院勧告に伴って、一般職の職員の月例給を平均0.13%アップするという概略説明が本会議でありましたが、例えば、生涯もらえる金額がどのぐらいアップするのかわかれば、お答え願いたいと思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 村上委員のご質問に答弁申し上げます。

生涯賃金にどのぐらい影響があるかというお話なんですけれども、今回、平均で0.13%ということになっておりまして、給料表ごとに1級から9級までのところにそれぞれ号数があるんですけど、それで間差が、最大で今回は1,500円、0.8%で、最も影響のない人たちは、ゼロ%ということになりますので、最大で月額1,500円、それが今後継続するということになりますので、トータル金額は今、計算はできませんけれども、間差としてはそういうことになります。

○三好義治委員長 生涯賃金もそうですし、退職金の算定にも反映されるから、その点についても答弁してください。

大橋次長。

○大橋市長公室次長 退職金ということでお答えをさせていただきます。

間差は最大1,500円で、この間差がずっと退職までということを見越したときに、その1,500円の間差でいいますと、退職金の影響額というのは7万5,000円ということになります。

○三好義治委員長 村上委員。
○村上英明委員 今回の条例改正は人事院勧告に伴ってということですので、人事院勧告の趣旨に沿ったような形で、将来的に経済も回っていけばということをお願いして、質問を終わりたいと思います。
○三好義治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第85号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 雇用保険法の改正に絡む条例改正でありますけれども、具体的に65歳以上の方が摂津市の職場で働くとした場合に、どういう職場が想定されるのか教えてください。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 ご答弁申し上げます。

65歳以上になられた方を新たに任用するということになりますので、現時点で想定というのはなかなかしにくいんですけども、他市等の事例も踏まえますと、例えば弁護士であったり、そういった資格をお持ちの方を行政の運営上必要と認めて常勤で任期を限って任用するという事は、一定考えられます。そういったケースについては今回の雇用保険法の改正による部分が影響するということはあると思います。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時44分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第73号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第83号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第84号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第85号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第86号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定
しました。
これで、本委員会を閉会します。
(午前11時45分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定に
より署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 村 上 英 明